

公共下水道

住みよい生活環境を築き豊かな暮らし



和歌山市企業局

下水道のしくみ

下水道の早期利用で快適な生活環境を！！

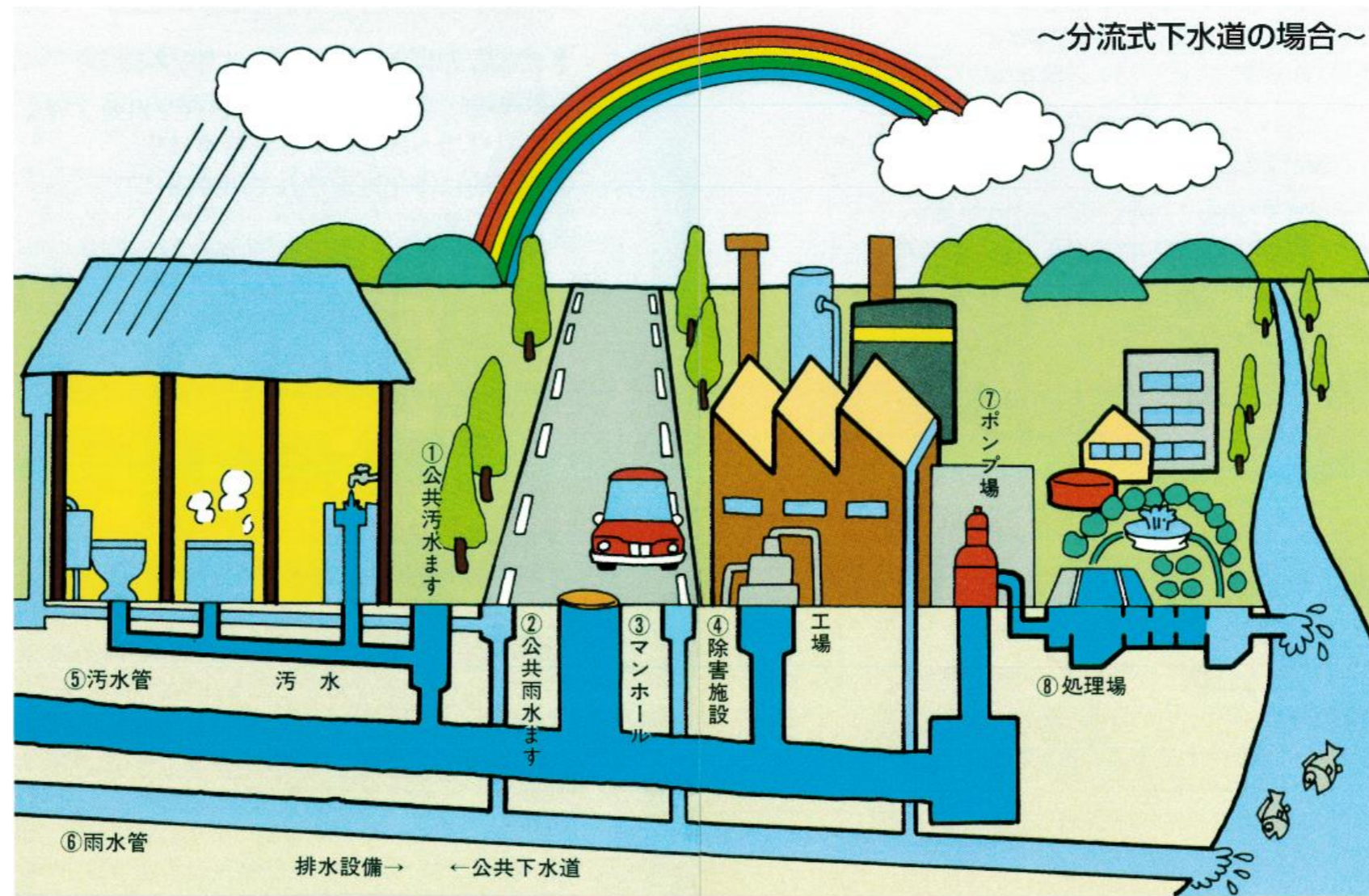
分流式と合流式

汚水(家庭下水や工場廃水)と雨水を合わせて下水といますが、この下水を流す方式として分流式と合流式とがあります。

分流式とは汚水と雨水とをそれぞれ独立した下水管渠で別々に排除する方法です。

合流式とは汚水と雨水とをいっしょにひとつの下水管渠で排除する方法です。

下水道のしくみ図



排水設備と公共下水道

下水道は大きく分けて排水設備と公共下水道から成り立っています。

排水設備は各家庭や事業所等の敷地などで発生した雨水や汚水を「公共ます」に流すための排水管や排水施設で、各個人の負担で施工し維持管理をしなければなりません。

公共下水道は「公共ます」に流入した雨水、汚水を河川や処理場まで運ぶための公道内の下水管渠やポンプ場、処理場などの施設で、市が施工し維持管理も行います。

①公共汚水ます

家庭の下水や工場事業場の廃水を円滑に公共下水道に導きます。

②公共雨水ます

地表に降った雨水等を收容し、公共下水道に導きます。

③マンホール

管渠の連結、結合のため設けます。また、下水管の清掃、監視、障害物の除去修理などのために使います。

④除害施設

工場事業場の汚水を下水道に流す場合、下水道施設の機能をさまたげないよう、下水による障害を取り除く装置です。

⑤汚水管

家庭や工場から排出された汚水を集めてポンプ場、処理場へ導く役目をします。

⑥雨水管

雨水を集めて川や海へ導く役目をします。

⑦ポンプ場

地形が平坦で、汚水や雨水が自然に流れないとき、処理場へ中継したり、河川に排除する役目をもっています。

⑧処理場

集まった下水を生物化学的に浄化処理して、川や海へ放流します。

1. 下水道の役割

川や海をきれいにします

水は人間の生活や産業活動に利用されることにより汚水となって排出されます。これら家庭や工場等から下水処理場へ送られてきた汚水は生物化学的に浄化処理されて川や海に戻されます。

生活環境をよくします

下水道ができると台所や風呂や洗濯場などの排水も下水管に流しますので、きれいな街になり公衆衛生の向上が図られます。

下水道の整備で快適な生活環境づくり

和歌山市では、豊かな調和のある自然環境、快適で文化的な生活環境を築くため、市政の重点施策として下水道事業に積極的に取り組んでいます。

私たちの生活の中でいろいろな形で使用された水が、いままでは溝や河川へ流されていましたが、下水道の処理区域になった地域では、みなさん方で設置していただく排水設備によって下水道へ直接放流していただけるようになりました。

しかし、巨額な資金を投入し、公共下水道を整備しても、下水管に流すための排水設備をつくっていただかなければ、私たちの生活環境はいつまでもよくなりません。

みなさん方地域住民一人一人のご理解とご協力により、排水設備工事を施工していただき、一日も早く快適な生活環境を築かれますようお願いいたします。

2. 排水設備と水洗便所

排水設備の設置

公共下水道が完成しますと、その区域での汚水処理が可能になった旨、供用開始(処理開始)の告示をします。

供用開始区域(処理区域)では、下水道法により、遅滞なく、その区域の下水を公共下水道に流入させるために、排水設備を設置しなければなりません。

(くみ取便所については、3年以内に水洗便所に改造してください。)

排水設備の工事は、建築物の敷地である土地にあっては当該建築物の所有者に、建築物の敷地でない土地にあっては当該土地の所有者に義務づけられています。

和歌山市では、市が指定した排水設備等指定工事店(以下、指定工事店)を定めております。排水設備の設置や水洗便所改造工事における粗雑な工事や違法工事を防ぐため、下水道条例により**指定工事店でなければ排水設備工事(改造等の工事)ができないこと**になっています。工事着工前に、排水設備等計画確認申請書を市に提出し、市では申請書をもとに、当該排水設備が基準に適合しているか確認を行います。

指定工事店は、専従する*責任技術者が責任をもって工事を行い、工事完了後に、責任技術者の立会いのもと、市の検査員が正しく施工されたか検査を行いますので、必ず指定工事店で工事を行ってください。工事の契約にあたっては、指定工事店と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用などを確認してください。

*責任技術者(排水設備等工事責任技術者)

排水設備工事の設計及び技術上の管理、施工に関して、県下統一の資格試験により、一定水準以上の知識・技術をもった者で、指定工事店には責任技術者の専属が要件とされている。

3.水洗便所等改造資金助成制度

和歌山市では、公共下水道の処理区域内において、水洗便所の普及促進及び環境衛生の向上を図るため、水洗便所等改造工事を行う方に対して、助成制度を設けています。

1.助成金制度(※融資あっせん制度との併用はできません。)

●助成対象者

- (1) 処理区域内(供用の開始)にある建物を所有する個人又は所有者の同意を得た使用者(個人)であること
- (2) 公共下水道の供用が開始された日(供用開始日)から 1 年以内の処理区域内において、排水設備等の改造工事を行うもの
- (3) 生活扶助世帯水洗便所等改造費補助金との併用はできません
- (4) 市税(固定資産税、市県民税)、下水道事業受益者負担金、及び下水道使用料を滞納していないこと

2.融資あっせん制度

●融資対象

- (1) 公共下水道の供用が開始された処理区域内にある家屋の所有者又は所有者の同意を得た使用者で、和歌山市のあっせんを受けることができる個人であること
- (2) 年齢 20 才～75 才(あっせんの申請をされる方は、工事の申請をする前にご相談ください。)
- (3) 市税(固定資産税、市県民税)、下水道事業受益者負担金、及び下水道使用料を滞納していないこと
- (4) 融資額 10 万～100 万円(1 万円単位)
- (5) 償還方法 60 か月(5 年)以内の元利均等償還(ボーナス併用可)
- (6) 償還能力があり、保証会社の保証が受けられる方(担保・保証人 原則不要)
- (7) 利子補給等の制度もあります

◎取扱金融機関 きのくに信用金庫、紀陽銀行、近畿労働金庫、わかやま農業協同組合

●あっせん申請 納税証明書(固定資産税、市県民税)、工事見積書とともに市へ申請すること。

浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度

公共下水道に接続することで不要となる浄化槽を雨水の貯留槽に再利用する場合に助成します。

●補助金の額

改造工事に要した費用の2分の1、又は 10 万円のうちいずれか少ない額

●補助対象者

- (1) 本市の区域内に建築物を所有する個人又は法人で、公共下水道の使用を開始し、かつ、改造工事を自らの負担において行ったものであること
 - (2) 雨水貯留施設の適正な維持管理ができる者であること
 - (3) 市税(固定資産税、市県民税)、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと
- (注) 予算がなくなり次第、終了となります

イメージ図



4. 受益者負担金

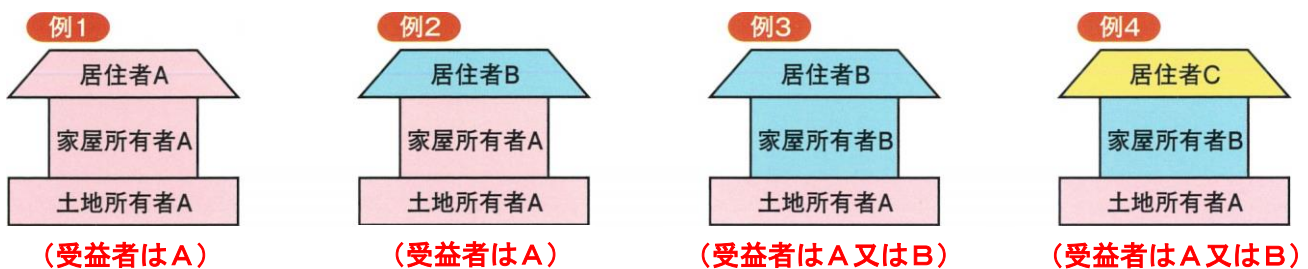
受益者負担金制度

公共下水道は市民の皆様には衛生的で明るい、住みよい文化生活をしていただくための極めて重要な施設です。この公共下水道を整備するためには多額の資金が必要であり、市全体を一度に整備することは不可能です。

また、公共下水道事業の対象となる区域は、事業認可を得た区域だけに限られています。しかも、公共下水道は道路、公園などの公共施設とは違い、受益者が特定の人に限られていますので、公共下水道が整備されることにより利益を受ける人に対し、その工事費の一部を負担していただく制度が受益者負担金制度です。

負担金を納めていただく方(受益者)

公共下水道が整備された区域内の土地の所有者が受益者です。ただし、その土地に何らかの権利(借地権等)を持っている方(権利者)がいる場合には、所有者と権利者が話し合いの上で、どちらかを受益者と決めていただきます。(借家、間借りの方は受益者ではありません。)



負担金の対象となる土地

区域内にある土地はすべて負担金の対象となります。空地や駐車場、農地などについても負担金の対象となりますが、農地等については徴収猶予制度があります。

負担金の額

受益者に負担していただく額は土地 1 平方メートルに 300 円を乗じた額となります。(坪約 1,000 円)

受益者の申告

土地所有者に申告書を送付します。(4 月初旬)

受益者となる方は、土地所有者、またはその土地に対して何らかの権利(借地権等)をもっている方ですので、その土地に権利者がある場合は、権利者の同意を得て、土地所有者にまとめて申告していただきます。

負担金の納入方法

負担金は、ただ一度限り賦課され、その金額を 3 年に分割し、さらに 1 年を 4 期に分けて、合計 12 回の分割による方法で納めていただきます。負担金額が決定しますと受益者に納入通知書を(6 月中旬)送付いたしますので各金融機関で納めてください。(口座振替はしていません)

なお、負担金を最初の納期内に一括して納めると報奨金がつきます。

受益者に変更があったとき

負担金納付が終わるまでの間に受益者の変更があった場合には、すみやかに「受益者異動申告書」により届けてください。

負担金の減免

公共性があると認められる私道(公衆用道路)、社会福祉施設用地、神社・寺院等の境内地・墓地及び生活扶助者がその生活の用に供している敷地等。

5.下水道使用料

下水道使用料は、みなさんの家庭や事業場から排除された汚水を終末処理場で処理する費用や下水管等の施設を清掃し、あるいは補修する費用を負担していただくものです。下水道の使用料は、水道の使用水量(井戸などを使用している場合は、使用状況などによる認定水量によります)をもとに計算した額となります。

使用料を納めていただく時期

(分流式) 排水設備工事完成後から下水道使用料をいただくことになります。

(合流式) 下水道を使用することができる日(供用開始の日)の3ヶ月後からいただくこととなります。

使用料の納入方法

水道料金と下水道使用料を一緒に(一枚の納付書で)納めていただくこととなります。

なお、水道料金を口座振替で納めていただいている方は、同じ口座から下水道使用料を納めていただくこととなります。

使用開始等の届出について

公共下水道の使用を開始するときは、市に使用開始の届出をしなければなりませんので、必ず届け出てください。転居等のため、下水道の使用の休止、廃止、または再開、もしくは名義の変更等の異動を生じたときも、届け出をしてください。

使用料の減免について

天災その他これに類する災害を受けた人等は、使用料が減免される場合がありますので申し出てください。

● お 願 い ●

下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。

下水道施設の大部分は、日頃目につかない地中に埋設されているため、つまったときの修理は大変です。下水道に廃棄物等(油等)を絶対に流さないでください。



公共下水道についての相談はお気軽にどうぞ

下水道の計画及および
工事については

■下水道企画建設課■

☎073-435-1093

受益者負担金については

■下水道企画建設課■

☎073-435-1093

排水設備については

■下水道管理課■

☎073-435-1096

下水道使用料については

■営業課■

☎073-435-1246

改造資金助成制度については

■下水道管理課■

☎073-435-1096

公共下水道がつまったときは

■下水道管理課■

☎073-435-1096

下水道事業の会計については

■下水道企画建設課■

☎073-435-1093

工場等の排水規制については

■終末処理場管理課■

☎073-447-3331